八戸市公共施設への太陽光発電設備導入に係る
サウンディング型市場調査実施要領

１　調査の目的

本市は、自らの事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制等を目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき策定した八戸市地球温暖化対策実行計画事務事業編により、エネルギー使用量の削減とエネルギーの脱炭素化の両面から取組を進めています。

本計画における温室効果ガス削減目標は、令和 12（2030）年度の事務事業に伴う温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 50%削減するとしており、本市ではこの目標達成に向けた施策として、PPA 方式を活用した公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。

今後の PPA 方式での事業実施にあたり、民間事業者との個別対話を通じ、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、導入計画の策定や事業スキームの構築の検討材料とするため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

２　調査対象施設

公共施設 38 施設（別紙１）を対象とします。

調査対象施設は、市が令和 7 年度に実施した太陽光発電施設設置可能性調査の対象施設が含まれています。参加申込をした事業者に対しては、対象施設に関し、設備等の図面、電気使用量のデータ、現行の電気料金等関連資料を参加申込事業者へ貸与または提供します。ただし、一部貸与、提供できない施設があります。

設置場所については建物の屋根上を基本としますが、別紙１にプール設置の可能性ありと記載のある施設については、使われなくなったプールへの設置も検討願います。

市では、今回のサウンディング結果等をもとに、公共施設への PPA 方式による太陽光発電設備の導入を進める施設を検討します。

３　実施スケジュール（案）

項　目	日　程
（１）実施要領の公表	令和８年 11 月　２　日（月）
（２）参加申込期間	令和８年 11 月　９　日（月）～11 月　19　日（木）
（３）現地視察	令和８年 11 月　24　日（火）～11 月 27 日（金）
（４）サウンディング実施日等の連絡	令和８年 12 月上旬
（５）提案資料の提出期限	令和８年 12 月 22 日（火）
（６）サウンディングの実施	令和８年 12 月　24　日（木）～25　日（金）　の間で、個別に１時間程度を予定
（７）調査結果概要の公表	令和９年１月中旬頃

４　サウンディング参加対象者

オンサイトＰＰＡ方式による太陽光発電事業を円滑に遂行できる事業者で、次に掲げる全ての要件に該当する者

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による再生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定による更生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
（５）役員等が、八戸市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 23 日条例第 48 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
（６）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者ではないこと。
（７）役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
（８）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等している者ではないこと。

５　サウンディングの内容

次に掲げる項目について、御意見や御提案をお願いします。
なお、調査の前提条件として、各施設における PPA 単価は、原則として現行の電気料金を上回らないこととします。
また、対話当日は、事前に提出いただいた提案資料に沿って説明をお願いします。

（１）事業スキーム・導入手法
・図面がない施設において、検討が可能となるための条件
・構造計算書がない施設において、検討が可能となるための条件
・基礎の形状（置基礎も可能か）
・蓄電池の導入可能性（レジリエンス目的や休日の余剰対応目的）
・事業終了後の対応（原状復帰、無償譲渡等の対応可能性）
・余剰電力の扱い（売電の可能性、市の他施設への供給可能性）
・運営の体制（別会社への発注の可能性等を含む）
・導入可能となる施設群
・一時撤去が必要となったときの対応（上乗せされる価格感を含む）
（２）電力買取価格
・概算 PPA 単価（導入可能となる施設グループを定め、それに対する価格を算定）
（蓄電池のあり、なしの両ケースを算定）
（３）建物利用の課題や条件
・太陽光発電設備を導入するにあたっての課題（防水状況、施工スペース等）
・太陽光発電設備を運営するにあたっての課題（メンテナンススペース等）
（４）事業スケジュール（プロポーザル方式による事業者選定を想定）
・来年度初めにプロポーザルを実施した場合のスケジュール
（環境省レジリエンス補助金（通称）の活用も想定）
（５）今後の公募に関連する事項、市へ希望する配慮等
・実施要領の仕様などへの要望
（６）その他
・施設の規模縮小等で需要量が縮小した場合の対応策等
・未利用となっているプールを活用した太陽光発電設備の導入について、屋根上への設置と比較して特別に配慮すべき事項

６　参加申込手続

（１）申込方法

サウンディング型市場調査参加申込書（様式１）及び誓約書（様式２）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

（２）申込期間

令和８年 11 月　９　日（月）～11 月　19　日（木）

（３）申込先

八戸市市民環境部環境政策課

メールアドレス：kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

７　現地視察

サウンディングへの参加を申し込んだ事業者向けの現地視察を実施します。

（１）実施期間　　令和８年 11 月　24　日（火）～11 月 27 日（金）

（２）視察日程及び時間

・（１）の期間内で視察日程を調整し別途ご案内します。

・4 日間で 15 か所程度の現地視察を実施する予定です。すべての参加を求めるものではありません。また、現地視察に参加しない場合でもサウンディングへの参加は可能です。

・車での移動を想定しておりますので、各自移動手段の確保をお願いします。

・参加者は、各社３名までとしますので、御協力をお願いします。

・複数社が一度に視察することを想定しています。

・現地視察対象施設については、別途お知らせします。

８　提案資料の提出

サウンディングへの参加者は、個別対話に必要な資料として、提案書の提出をお願いします。

（１）提出書類　　提案資料（任意様式）
　　会社概要（パンフレット等）

（２）提出期限　　令和８年 12 月 22 日（火）17 時

（３）提出方法　　窓口への持参又は郵送必着　※ 提出部数：５部

（４）資料内容　　「５　サウンディングの内容」に掲げる項目に対する意見や提案等

（５）提出先　　八戸市市民環境部環境政策課（八戸市庁舎別館６階）
　　〒031-8686　八戸市内丸一丁目１番１号

９　サウンディングの実施

（１）実施期間　　令和８年 12 月　24　日（木）～25　日（金）

（２）場　　所　　八戸市庁舎内又はオンライン（ZOOM）

（３）日　　時　　対話の日時等は、後日、参加事業者ごとにお知らせします。
　　実施時間は 9 時から 17 時の間、１時間程度で実施します。

10　調査結果の公表

調査結果は、その概要について、事業者への内容確認および了解を取った上で、市ホームページに掲載します。

事業者名や非公表としたい事業者のノウハウに関する部分は、原則として公表しません。

11　留意事項

（１）調査結果は、本市の公共施設太陽光発電設備導入の検討において参考といたしますが、現時点で事業化されることが決定しているものではありません。

（２）本調査への参加は、今後の事業者公募時における参加資格を約束するものではなく、また評価の対象でもありません。
（３）本市は、結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提出資料を使用することはありません。
（４）調査票の作成や交通費等、本調査に要する費用は参加者の負担とさせていただきます。
（５）必要に応じて、追加調査（対話・書面照会など）をさせていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

12　問合せ先

八戸市 市民環境部 環境政策課 環境政策推進グループ
担当　工藤、阿部、前原
電話：0178-43-9265（直通）
メールアドレス：kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp